

市発注の工事現場等で新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の
対応について

建設部管理課

市発注の工事現場等で新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の対応について、別紙のとおりフロー図を作成しましたので、適切な対応をお願いします。

特に発注者への報告を速やかに行っていただくよう、ご協力をよろしくお願
いします。

工事現場等で新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の対応

① 様症状者又は濃厚接触者を確認

- 広島県西部保健所広島支所へ相談 電話082-513-2567
※平日・休日・夜間を問いません。
- 発注者に報告（監督職員又は調査職員）

② 感染者を確認

- 発注者に報告（監督職員又は調査職員）

③ 感染者確認後の対応

- 当日の現場作業を中止
- 接触した可能性がある作業員などへ自宅待機要請
- 保健所等からの指示事項への対応
 - ・現場事務所、休憩所等の消毒
 - ・濃厚接触者の特定
 - ・濃厚接触者の健康状態の経過観察（朝夕2回、2週間程度） など
- 対応状況の発注者への報告
- 工事（又は業務）の継続又は一時中止の判断
 - ・濃厚接触者以外の者での作業継続の可否の検討
 - ・作業継続／一時中止の協議

NO

一時中止

YES

④ 一時中止期間中の対応

- 現場内巡視
- 連絡体制の確保
- 濃厚接触者の健康状態の経過観察（朝夕2回、2週間程度）

⑤ 現場再開の協議

- 濃厚接触者の安全確認（保健所）
- 施工体制確保
- 上記を踏まえた発注者との協議

⑥ 作業再開

- 感染防止対策の徹底
 - ・咳エチケットや手洗いの励行
 - ・アルコール消毒液の設置等
 - ・朝礼、K Y時 ⇒ 声かけによる健康管理
⇒ 発熱や咳が長引く等の作業員に対する自宅待機の要請